

(1) 2019事業年度事業報告書(検査検定業務)

2019事業年度における日本小型船舶検査機構の検査検定業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 検査検定等の業務

区 分	実 績	備 考
定期検査	55,070隻	船舶検査証書の書換、船舶検査手帳の再交付等
中間検査	46,488隻	
臨時検査・臨時航行検査	7,897隻	
予備検査	18,141件	
検定	245,374件	
性能鑑定	19,406件	
準備検査	2件	
標準適合検査	0件	
その他	35,380件	

2. 検査検定等の業務の円滑な遂行のための業務

(1) 検査検定業務の実施方法の策定及び見直し

- ・沿海区域を航行する速力14kt未満の小型船舶に適用する復原性基準を明確化するための通達等を策定
- ・その他国の通達の改正に伴う検査事務規程細則等の一部を改正する運用通達等の策定

(2) 検査場等の整備

- ・新規検査場の設置検討(沖縄支部・金沢支部・鳥羽支部・和歌山支部・新潟支部・沼津支部・舞鶴支部・青森支部)
- ・既存検査場の修繕改修工事(大津支部・浜松支部)

(3) 職員の研修

- ・新規採用者研修の強化(現場検査実習の拡充)、マリンアドバイザー研修の実施

3. 受検案内等広報の業務

(1) 小型船舶に関する安全思想の普及、検査制度の周知等の広報

(2) 小型船舶の所有者に対する受検案内等の受検時期の周知

(2) 2019事業年度事業報告書(小型船舶用原動機放出量確認等業務)

2019事業年度における日本小型船舶検査機構の小型船舶用原動機放出量確認等業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 小型船舶用原動機放出量確認等の業務

区 分	実 績	備 考
小型船舶用原動機放出量確認等	2,281件	
その他	0件	

2. 小型船舶用原動機放出量確認等の業務の円滑な遂行のための業務

(1) 小型船舶用原動機放出量確認等の業務の実施方法の策定及び見直し

- ・小型船舶用原動機放出量確認事務に関する細則の一部を改正する運用通達等の策定

(2) 職員の研修

- ・新規採用研修、実務研修における放出量確認業務カリキュラムを実施

3. 小型船舶用原動機放出量確認等に関する広報業務

- ・ホームページ上で小型船舶用原動機放出量確認に関する手続き等を周知・広報

(3) 2019事業年度事業報告書(登録測度業務)

2019事業年度における日本小型船舶検査機構の登録測度等業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 登録測度等の業務

区 分	実 績	備 考
新規登録	7,454隻	
変更・移転・抹消登録等	52,206隻	
登録事項証明書等	4,635件	
その他	0件	

2. 登録測度等の業務の円滑な遂行のための業務

(1) 登録測度の業務の実施方法の策定及び見直し

- ・24m未満のモノコック告示心得の一部改正に伴う登録測度事務規程細則の一部を改正
- ・変更・移転登録申請書の様式の一部を改正(申請者の利便性向上)

(2) 職員の研修

- ・新規採用研修、実務研修における登録・測度カリキュラムを実施

3. 登録等に関する広報業務

- ・ホームページ上で小型船舶の登録に関する手続き等を周知・広報
- ・各種登録申請手続きに関するパンフレットを作成し、周知・広報

(4) 2019事業年度事業報告書(調査、試験及び研究業務)

2019事業年度における日本小型船舶検査機構の調査、試験及び研究業務の実施状況は、次のとおりである。

1. 調査、試験及び研究等の業務

(1) 真空成形法及びサンドイッチ構造の技術基準見直しに関する調査研究(2019年度)

真空成形法は、作業効率や使用するガラス基材の有用性から、今後、増加が見込まれるFRP船舶の製造法と考えられるが、その成形作業等に係る数値要件(重ねしろ50mm、曲率半径20ミリ)が将来的にFRP製の小型船舶の設計の自由度において障壁となる懸念がある。また、現在のFRP製の小型船舶のサンドイッチ構造の工作基準に関して、内層板と外層板の比及び心材の厚さがサンドイッチ材に与える影響について、調査検討を行う必要がある。

このため、国内の小型プレジャーボート製造者及び学識経験者からなる委員会を設置し、真空成形法について現状の把握と今後の問題点の整理を行った。

サンドイッチ構造の工作基準については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所において材料試験を実施し、FRP単板構造とサンドイッチ構造の比較検討を行った。

(2) 無線操縦小型船舶のシステム及び装置の安全要件の具体化のための調査研究(2019年度)

IoTやICTを活用した新しい船舶である小型無線操縦船については、現在、船舶安全法上の「特殊船」と位置付けられており、今後、小型無線操縦船の船舶検査を行うには、具体的な技術基準を定める必要がある。

このため、無線操縦小型船舶の製造者及び学識経験者等からなる委員会を設置し、これまで研究機関等で使用された無線操縦小型船舶の仕様等を整理し、無線操縦を行う上で求められる船舶の機関及び操舵装置の制御機能等につき、必要となる設備と技術基準の検討を行った。

(3) ミニボートの安全利用・促進方策に関する調査研究(継続)

ミニボートは、免許・検査が不要という手軽さから隻数の増加とともに海難事故も増加しており、海上保安庁等においても懸念されている。

このため、平成30年、(一社)日本マリン事業協会の「ミニボート安全委員会」が設置され、機構も国土交通省や海上保安庁とともにオブザーバー参加し検討が開始され、業界として既存のミニボート技術指針を見直した上で、新たに機構の性能鑑定を前提とした第三者認証を取り入れる方向で合意された。これを受け、機構における「ミニボートに関する性能鑑定基準策定支援委員会」の開催に向けて、性能鑑定のための試験基準に関する準備検討を行った。

(4) 小型船舶に係る国際規則の取入れに関する調査研究(継続)

小型船舶には外国から輸入されるものも多く、また、外国に輸出される国産艇もあり、船体や設備の国内規則の要件は国際的な規則や規格と調和を図ることが求められている。そのため、平成17年度以降、ISOのTC188部会(スモールクラフト部会)について、我が国の代表窓口を務める(一財)日本船舶技術研究協会(船技協)の舟艇分科会に参画し、ISOにおける規格策定に対応した。

2. 調査、試験及び研究等に関する広報業務

調査、試験及び研究業務の成果は、小型船舶の安全性の向上や船舶所有者の利便性向上に大きく寄与することから、幅広く活用され社会に役立つよう、機構のホームページに調査報告書を掲載するなどの周知・広報を行った。